

7 東彼杵町条例第 37 号

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和３４年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 <u>３７ 第２条の規定にかかわらず、町長の令和７年１０月分から令和７年１２月分の給料は、同条の月額から当該月額に１００分の３０を乗じて得た額を控除した額を支給する。</u>	附 則 〔新設〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。